

意匠審査便覧

平成19年10月

特許庁審査業務部意匠課

意匠審査基準室

はじめに

意匠審査便覧は、平成6年6月16日に一部修正を行い、その後現在まで修正が行われていなかった。その間に意匠法をはじめとして、特許法、民事訴訟法、弁理士法等といった周辺法も改正されていることから、現在の審査実務に耐え得る内容にすべく、本便覧の修正を行ったものである。

しかしながら、本便覧には、出願手続に関する取扱いから、日常的な審査実務に直結する取扱いまで幅広く掲載されており、全面修正を行うためには多大な労力を要すものであることから、今回の修正においては、日常的な審査実務に直結する取扱いについて主として平成10年及び平成11年改正意匠法の改正内容を反映させることとした。

したがって、その他の出願手続等の項目については、記載内容の修正の必要性若しくは当該項目自体の記載の必要性をも含めて、今後順次検討を進めることとし、本便覧においては、目次に項目名を記載するにとどめた。

なお、今回同時に一部追加、修正した「意匠審査基準」においては、意匠審査実務と密接に関わる意匠法の各条文の基本的な解釈及びその運用を記載し、本便覧においては、平成11年改正意匠法適用の意匠登録出願についての具体的な取扱いを記載したものであり、意匠審査実務においては両者を併せて読むことにより、個別具体的な事例に対処されることを望むものである。

注：平成11年改正意匠法以前の意匠法適用出願については、一部追加、修正前の「意匠審査基準」、「意匠審査便覧」及び「平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準」を参照されたい。

平成14年1月
特許庁審査業務部意匠課
意匠審査基準室

凡 例

1. 分類票数について

00から99に至る100個の2桁の数字を分類の基本票数とし、この基本票数は、それぞれ一つのまとまった事項を表示することとした。

この基本票数につづく2桁の数字は、説明事項の形成順序を示す票数であり、前後の2桁の数字の間に.を記して1個の分類票数を構成することとした。

2. 本文中の「(分類票数)」は、本便覧中のその箇所を参照せよとの表示であり、「(主分類票数).....例(主10.05)」は、その事項に関する主たる記載箇所であることを示す。

なお、前記かっこ内の票数が基本票数の2桁数字のみで示されているものは、その基本票数の項全体を参照せよとの表示である。

また、意匠審査基準、方式審査便覧等を参考文献として掲げる場合は、その該当箇所においてその名称及び分類票数を表示する。

3. 略記表示について(例示)

意1条1項3号	意匠法第1条第1項第3号
意施法3条	意匠法施行法第3条
意施令	意匠法施行令
意施2条	意匠法施行規則第2条
意登	意匠登録令
意登施	意匠登録令施行規則
特4条	特許法第4条
特施令	特許法施行令
特施5条	特許法施行規則第5条

特登	特許登録令
特登施	特許登録令施行規則
実6条	実用新案法第6条
パリ条約	工業所有権の保護に関するパリ条約
設置法	経済産業省設置法
組織令	経済産業省組織令
民7条	民法第7条
民訴8条	民事訴訟法第8条
[準]	準用規定

(例)

意15条1項[準]特37条.....意匠法第15条第1項において準用する

特許法第37条

意匠審査便覧分類表

00 一般	10 出願諸手続	20 審査	30 補正	40 拒絶の理由 の通知
01	11 願書	21	31 要旨の変更	41
02	12 創作者、意 匠登録出願 人	22	32 補正の却下	42 新規性
03	13 代理	23	33 補正後の意 匠について の新出願	43
04 期間	14 出願日	24	34 補正の取扱 い	44 先後願、同 日出願
05	15 優先権	25	35	45
06	16 出願の取下 げ 無効 放棄	26	36	46
07	17 分割	27	37	47
08	18 変更	28	38	48
09	19	29	39	49

50 査定	60 公報	70 審査資料	80	90 その他
51	61	71	81	91 基準の決定 方法
52	62	72	82	92
53	63	73	83	93
54	64	74	84	94
55	65	75	85	95
56	66	76	86	96
57	67	77	87	97
58	68	78	88	98
59	69	79	89	99

意匠審査便覧目次

< 0 4 期 間 >

< 1 0 出願諸手続 >

- 10.30 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるために必要な要件
- 10.30.01 意匠法第4条第3項にいう「証明する書面」として内外国特許公報等が提出された場合の取扱い
- 10.31 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための手続
- 10.32 意匠法第4条第3項にいう「証明する書面」についての取扱い
- 10.33 意匠法第4条第3項にいう「証明する書面」として、出願人自らが作成した証明書等が提出された場合の取扱い
- 10.34 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための、「公開者」が「意匠登録を受ける権利を有する者」であることの証明
- 10.35 意匠登録を受ける権利を有する者が公知にした場合における意匠法第4条第3項の「証明する書面」によって明示されると共に証明される必要のある事実
- 10.36 意匠登録を受ける権利を有する者が刊行物に記載した場合における意匠法第4条第3項の「証明する書面」によって明示されると共に証明される必要のある事実
- 10.37 意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間になされた公開行為についての取扱い

< 1 1 願 書 >

< 1 2 創作者、意匠登録出願人 >

< 1 3 代 理 >

< 1 4 出願日 >

- 14.03 分割前の意匠登録出願の最初の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨とする分割による新たな意匠登録出願の出願日とその取扱い
- 14.03.01 変更による新たな意匠登録出願が、もとの出願の意匠の要旨を変更している場合の、変更出願の出願日とその取扱い

< 1 5 優先権 >

- 15.01 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

- 15.02 パリ条約又はパリ条約の例による優先期間
- 15.03 パリ条約による優先権等の主張の手續
- 15.04 日本国民がパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国のうちの一国へした意匠登録出願等に基づいて我が国へ優先権の主張を伴う意匠登録出願をした場合の取扱い
- 15.05 パリ条約による優先権等の主張の効果及び優先期間内にされた他の同一又は類似する意匠の出願の取扱い
- 15.06 パリ条約による優先権等の主張を伴った特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願に変更された場合の優先期間の取扱い
- 15.07 パリ条約による優先権等の主張の効果の認否における意匠の同一についての判断
- 15.08 二以上のパリ条約による優先権等の主張に基づく意匠を組み合わせた意匠登録出願の取扱い
- 15.09 意匠登録出願に係る意匠が優先権証明書の中に示されていない構成要素を含む場合の取扱い
- 15.11 パリ条約による優先権等の主張の効果を認めない場合の通知の取扱い

< 16 意匠登録出願の取下げ、無効、放棄 >

< 17 分割 >

- 17.02 分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願の補正がなされない場合のもとの意匠登録出願の取扱い
- 17.03 意匠登録出願の分割をする場合、もとの意匠登録出願についての必要な補正の取扱い
- 17.16 経済産業省令で定める物品に区分により意匠ごとに出願された意匠登録を、物品の構成部品ごとに分割した場合のその出願の取扱い

< 18 変更 >

- 18.01.03 出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の喪失の例外の規定の適用について
- 18.01.04 出願の変更における新たな意匠登録出願についてのパリ条約による優先権等の主張の規定の適用について
- 18.02 変更出願における出願日の遡及の取扱い
- 18.11 一特許出願又は一実用新案登録出願が二以上の意匠登録出願に変更された場合の取扱い

< 30 補正 >

- 30.02 出願当初二以上の意匠を包含する意匠登録出願を一の意匠の意匠登録出願とする補正

< 3 1 要旨の変更 >

- 31.02 異法域から出願変更された意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断
- 31.03 パリ条約による優先権等の主張を伴った意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断

< 3 2 補正の却下 >

- 32.01.02 補正の却下の決定に記載する意匠に係る物品
- 32.02 補正の却下の決定に対する意匠登録出願人の対応
- 32.06 補正命令に対する補正が、出願当初の願書の意匠に係る記載又は願書に添付した図面の要旨を変更するものである場合の取扱い
- 32.07 補正の却下の決定に対して意匠登録出願人が応答しない場合の当該意匠登録出願の取扱い

< 3 3 補正後の意匠についての新出願 >

< 3 4 補正の取扱い >

- 34.01 願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

< 4 2 新規性 >

- 42.44 相互に類似する意匠 A、A' が同時に初めて公開された場合において、公開意匠 A に基づいて意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願の「証明する書面」には公開意匠 A しか記載されていない場合の当該意匠登録出願に係る意匠の取扱いについて
- 42.45 意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用の受けようとする旨の書面を提出した意匠登録出願の意匠 A を「本意匠」とする関連意匠の意匠登録出願に係る意匠 A' の登録要件判断における、意匠法第 4 条第 3 項の「証明する書面」によって示された公開意匠 A の取扱いについて
- 42.46 相互に類似する公開意匠 A、A' が同日又は異日に初めて公開されたものである場合において、それぞれの公開意匠と同一の意匠について意匠

- 登録出願を意匠法第4条第2項の規定の適用を受ける手続と共に同日にした時に、「証明する書面」にはそれぞれの出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていなかった場合の取扱いについて
- 42.47 意匠登録出願前に公開した模様に基づいて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする場合について

< 4 4 先後願、同日出願 >

- 44.04 意匠登録出願の変更と意匠法第9条との関係
- 44.05 同一出願人により同日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条の適用について
- 44.06 同一出願人により異なった日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条の適用について

< 5 0 査 定 >

< 9 1 基準の決定方法 >